

❀ マイナポータルによる転出届をされたかたへ ❀

湖南省在住中は、本市発展のため、ご協力をいただきありがとうございました。

転出される方は、新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所の市区町村役所（場）で、マイナンバーカードを利用した転入手続きと継続利用の手続きをしてください。（14日以内に届出をしないと過料に処せられることがありますので、ご注意ください。）

【転入届に必要なもの】

- ① マイナンバーカード（暗証番号が必要です）
- ② 在留カードまたは特別永住者証（外国籍の方のみ）
- ③ 委任状（代理人が届出をする場合）※裏面の委任状をご利用ください。

《お問い合わせ先》 湖南省役所市民課 TEL 0748-71-2323

▼下記に該当される方は、次の手続きが必要です。

手続きが必要となる方	湖南省での手続き	新住所地での手続き
国民健康保険に加入している方	国民健康保険証をお返しくください（郵送可）。 （保険年金課：TEL0748-71-2324）	あらためて加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療に加入している方	後期高齢者医療被保険者証をお返しくください（郵送可）。 （保険年金課：TEL0748-71-2324）	新住所地でおたずねください。
福祉医療費受給券をお持ちの方	転出をもって受給資格がなくなります。 保険年金課（TEL0748-71-2324）で資格喪失の手続きをして、福祉医療費受給券（助成券）をお返しくください。	新住所地でおたずねください。
介護保険の被保険者証をお持ちの方	介護保険の被保険者証をお返しくください（郵送可）。 （高齢福祉課：TEL0748-71-2356）	要介護認定をお受けの方は、お申し出のうえ手続きをしてください。
水道を使用している方	上下水道料金センター（TEL0748-71-2337）で、水道を使用されなくなる場合は休止届を、また水道の所有者・使用者を変更される場合は名義変更届をしてください。	新住所地でおたずねください。
公立小・中学校に在籍している児童・生徒	教育委員会教育支援課（TEL0748-77-6250）で転校の手続きをしてください。	前就学校で受け取った在学証明書と教科書証明書を持参し、窓口で指示を受けてください。
原動機付自転車（125cc以下のバイク等）または小型特殊自動車をお持ちの方	標識（ナンバープレート）・標識交付証明書を持参のうえ廃車届をして、 <u>廃車証明書</u> の交付を受けてください。 譲渡や廃棄される場合も手続きが必要です。 （税務課：TEL0748-71-2319）	廃車証明書をお持ちのうえ、あらたに登録してください。
児童手当を受給している方	転出（予定）年月日をもって受給資格がなくなります。 子ども政策課（TEL0748-69-6123）で消滅届の手続きをしてください。 消滅届の手続きはマイナポータルでもできます。	新住所にて、転出予定日の翌日から15日以内に新規認定の申請手続きをしてください。また、市町によっては、マイナポータルでも新規認定の申請手続きができる場合がありますので、新住所地にお問い合わせください。
児童扶養手当を受給している方	子ども政策課（TEL0748-69-6123）で転出届の手続きをしてください。	新住所地にて、転入した日から14日以内に転入の申請手続きをしてください。
特別児童扶養手当を受給している方	子ども政策課（TEL0748-69-6123）で転出届の手続きをしてください。	新住所地にて、転入した日から14日以内に転入の申請手続きをしてください。
市税に滞納がある方	早急に収納課（TEL0748-71-2320）へご連絡ください。 ※市県民税は1月1日の住所地で課税されますのでご注意ください。	—



